

(鹿屋市民用)

### 園内国有地の使用運営要項

鹿屋市民が農園として、園内国有地を直接利用する場合の運営要項を次のとおり定める。

1. 鹿屋市民は、園内国有地の使用を希望する場合は、園長に「使用許可申請書(別紙 1-2)」を提出し許可を受け取ること
2. 鹿屋市民は、許可された園内国有地の使用については、善良な管理者の注意をもって使用すること
3. 鹿屋市民は、環境美化等の保持を図ることから、使用国有地の周辺に小屋等の設置はしないこと
4. 使用者は、健康その他の理由により許可された園内国有地の使用が不可能となった場合は、直ちに園に返還すること
5. 鹿屋市民は、許可された園内国有地以外の場所を許可無く使用してはならない
6. 鹿屋市民は、使用許可された場所を公共の場として園が使用する理由が生じた場合は、あらかじめ園と協議し使用期限を定め、園は使用後速やかに鹿屋市民に返還すること
7. 鹿屋市民が使用に当たって不測の事態が生じた場合は、園及び自治会は速やかに協議のうえ対応を図ること

令和 5 年 10 月 1 日

国立療養所星塚敬愛園長

(入園者用)

## 園内国有地の使用運営要項

入園者が福利厚生及び身体のリハビリ等のための屋外訓練場として、園内国有地を直接利用する場合の運営要項を次のとおり定める。

1. 入園者及び鹿屋市民（以下使用者）は、園内国有地の使用を希望する場合は、園長に「使用許可申請書（別紙 1-1）」を提出し許可を受け取ること
2. 使用者は、許可された園内国有地の使用については、善良な管理者の注意をもって使用すること
3. 使用者は、環境美化等の保持を図ることから、使用国有地の周辺に小屋等の設置はしないこと
4. 使用者は、健康その他の理由により許可された園内国有地の使用が不可能となった場合は、直ちに園に返還すること
5. 使用者は、許可された園内国有地以外の場所を許可無く使用してはならない
6. 使用者が使用に当たって不測の事態が生じた場合は、園及び自治会は速やかに協議のうえ対応を図ること
7. 園内国有地の使用運営要項は、必要に応じ園、自治会が協議し改定する

令和 5 年 10 月 1 日

国立療養所星塚敬愛園長